

# 農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

## ○議事日程

平成28年2月5日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（29名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君
9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	36番 鷺見 勇 君	

## ○欠席委員（6名）

4番 早川 清治 君	24番 神山 博和 君	28番 藤川 勝 君
31番 岡田 忠敏 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 3日間ほど風邪をこじらせて、声も出ませんでした。今日はお聞き苦しいと思いますがよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、事務局長にあいさつをお願いします。

○事務局長（玉田和久君） 昨日、TPPで12ヶ国が合意の署名をしたという報道がなされました。これからTPPが施行されて農業に影響がでるかもしれないので心配しているところです。国からTPP対策について研修会や説明会などが行われ、それらに参加する予定ですが関市の農業を今後どうしていくかということを実際に考えていきたいと思っています。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、4番 早川清治委員、24番 神山博和委員、28番 藤川 勝委員、31番 岡田忠敏委員、34番 漆畑和子委員、35番 岩田幸子委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

3番 佐藤久雄委員、7番 清水宗夫委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、塔ノ洞地内、中池の南南東500mほどなどに位置する農振農用地である田3筆、2930㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、鮎ノ瀬グラウンドの東北東430mほどに位置する農振農用地である田、512㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、広見農村婦人の家の南南西120mほどに位置する農振農用地である田、716㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が5ページになります。

位置図4ページには、3条の4番、5条の7番、8番、9番を掲載しており、水成川が大変薄く印刷されており、見にくくなってしまいすみませんでした。大よその位置を確認してください。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北西1610mほどに位置する田6筆、959㎡及び畑6筆、1621㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が6ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の南南西620mほどに位置する農振農用地である田、1000㎡です。

使用借人は、4番の案件と同一人物であり、申請地を借り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難なため、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

なお4番と5番の案件は同時許可になります。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの1件、合計5件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 9番（石木治男君） 1番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 2番について異議ありません。
- 14番（村井由和君） 3番について異議ありません。
- 19番（横井文雄君） 4番、5番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。  
（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。

議案第1号の5件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページになります。

1番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北西210mほどに位置する畑、170㎡です。

申請人は、昨年夫が亡くなり、現在居住している大きな屋敷も不要になってきたため、申請地と東隣にある宅地を一体利用地として自己用の住宅を新たに建築したいというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、山王通西地内、十三塚公民センターの東北東200mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、260㎡です。

申請人は、現在申請地の東隣に家族と居住しているが、結婚し家族がふえるため、申請地に自己用の住宅を建築したいというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東550mほどに位置する畑、236㎡です。

申請人は、申請地に太陽光発電設備を設置したいというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上3件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○10番（後藤利彦君）1番について異議ありません。

○13番（杉山徳成君）2番について異議ありません。

○29番（相宮千秋君）3番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の7件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第3号農地法第5条第一項の規定による許可申請の意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件は位置図が10ページになります。

所有権移転で申請地は、鋳物師屋笠屋区画整理事業地内、天神公民センターの南160mほどに位置する田、1377㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、分譲住宅敷地として整備したいというものです。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、宅地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、申請地の面積は1000㎡を超えますが、区画整理の施行により宅地化された案件になりますので、開発要綱の対象にはなりませんので申し添えます。

2番の案件は位置図が11ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、市平賀地内、富岡小学校の南東260mほどに位置する登記地目が宅地、現況地目が畑、236.08㎡です。

使用借人は、申請地の南隣に両親と居住しており、子どもが生まれ手狭になってきたため、申請地を親より借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

3番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は西本郷通3丁目地内、関市役所の南南西200mほどに位置する田、739㎡のうち246.51㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難であったため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は、上利町地内、安桜小学校の東南東260mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、33㎡です。

譲受人は、申請地の北側にて、平成26年9月と平成27年11月総会にて自己用住宅と息子夫婦の住宅を建築する許可を得て現在建築中であるが、今回譲渡人の申し出に応じ申請地を譲り受けて、自己用住宅の庭として整備したいというもの。譲渡人は、申請地が目くら地になってしまい利用しづらくなるため、申請地を譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が18ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は下有知地内、今宮公民センターの南西370mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、870㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、自己用の住宅及び倉庫を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の要望に応じ貸しつけるというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は山田地内、国道248号山田東交差点の北170mほどなどに位置する登記地目が田3筆、1742㎡です。

譲受人は、国道248号沿いの虹ヶ丘幼稚園の西側付近にて歯科医院を経営しており、今般国道248号バイパス拡幅工事により立ち退くことになったため、申請地を譲り受け、歯科医院を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったところ譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北西1610mほどに位置する登記地目が田、現況地目が田一部雑種地84㎡及び登記地目が田、現況地目が宅地、188㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、自己用の住宅の倉庫及び農業用倉庫及び駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、市外に住む娘夫婦と居住するため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田、宅地及び雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北西1610mほどに位置する登記地目が田、現況地目が田一部雑種地84㎡及び登記地目が畑、現況地目が山林3筆、1331㎡です。

この案件も7番や3条の4番と5番と同じ譲受人(使用借人)と譲渡人(使用貸人)になります。

譲受人は、申請地を譲り受けて、植林をしたいというもの。譲渡人は、市外に住む娘夫婦と居住するため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀 武儀倉地内、武儀東小学校の北2210mほどに位置する登記地目が畑、302㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、仕事に関連して自動車置き場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は洞戸上菅谷地内、上菅谷集会所の南300mほどに位置する田、1057㎡です。

賃借人は、申請地を借り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅武芸川の北西670mほどに位置する田551㎡です。

譲受人は、現在美濃市に居住しており、住宅が老朽化したことや、市内に住んでいる母親と同居するために、自己用住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内にある農地のため第1種農地と判断しますが、集落接続に該当するため、許可相当と考えます。

事業計画変更の1番の案件と同時許可になります。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計11件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番、2番について異議ありません。
- 8番（兼村正美君） 3番、4番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 5番について異議ありません。
- 17番（安田孝義君） 6番について異議ありません。
- 19番（横井文雄君） 7番、8番、9番について異議ありません。
- 25番（野村 茂君） 10番について担当委員より異議なしと伺っています。
- 30番（永井博光君） 11番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の11件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号事業計画変更の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は10ページになります。

1番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅武芸川の北西670mほどに位置する田、551㎡です。

当初事業計画者は、申請地を、平成17年1月28日5条許可により申請地にて一般個人住宅を建築する予定であったが、家庭の事情により計画を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、現在美濃市に居住しており住宅が老朽化したことや、市内に住んでいる母親と同居するために、申請地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内にある農地のため第1種農地と判断しますが、集落接続に該当するため、許可相当と考えます。

5条の11番の案件と同時許可になります。

以上1件のご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 30番（永井博光君） 1番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。  
（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農地の買受適格証明に対する意見について事務局の説明を求めます。

○ 事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第5号民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は11ページになります。

1番の案件は位置図が22ページになります。

申請地は、倉知地内、山崎公民館の南南西140mほどに位置する田4筆、1239㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

2番の案件は位置図が23ページになります。

申請地は、倉知地内、山崎公民館の南西160mほどに位置する田2筆、412㎡です。

申請人は、競売地を取得して、貸駐車場として整備したいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

1月18日に現地確認をしたところ、宅地でした。

1番と2番の案件はともに平成27年ケ第150号の案件で同時許可案件になります。

3番の案件は位置図が24ページになります。

申請地は、倉知地内、国道248バイパス倉知東交差点の南西50mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、209㎡です。

申請人は、競売地の東隣に貸し倉庫を所有しており、競売地を取得して、貸駐車場として整備したいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

1月18日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

4番の案件は位置図が25ページになります。

申請地は、武儀中之保地内、武儀やまゆり東保育園の東北東340mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、695㎡です。

申請人は、競売地の県道を挟んで北側に介護老人福祉施設を運営しており、競売地を取得して、介護施設職員の宿舎及び駐車場として整備したいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

1月18日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

以上、4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 23番（土屋尊史君） 普通、農地を取得するのは下限面積をクリアしていないといけませんが、買受適格証明も同じ条件を付しているのでしょうか

○事務局課長補佐（長尾成広君） そのとおりです。

○ 議長（佐藤善一君） その他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号農用地利用集積計画の承認について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は12ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて8筆4件、36505㎡、使用貸借権の設定に関するものについて4筆2件、4120㎡、の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が12筆、14415㎡です。

地区は、武芸川町谷口、宇多院、千疋、池尻、黒屋地区です。

設定を受ける方は、(有)むげがわ農産、外3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号の農用地利用集積計画について原案のとおり許可することといたします。

○ 議長（佐藤善一君） 以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は3月4日午前10時から関市役所大会議室です。

また、2月の主な行事予定は、2月12日が転用申請等受付締切日で、2月15日、16日が転用申請等現地確認日で2月29日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後10時45分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

㊦

---

3 番 関市東田原 6 9 - 1

㊦

---

7 番 関市十軒町 4

㊦

---